

(仮称) 登米市人権擁護に関する条例 (案) 概要

人権は、誰もが生まれながらにして持つ、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、生涯にわたって最大限尊重されなければなりません。世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、権利と自由とを享有することができるかとされています。また、日本国憲法においても、基本的人権が保障され、法の下での平等が定められています。

しかしながら、社会全体においては、依然として不当な差別や偏見が存在しており、近年では、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーにかかわる情報の流布による人権侵害、性的指向、性自認等を理由とした差別や偏見の存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化しています。

このような背景の中、登米市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

【解説】

本条例を制定するに当たり、基本的な考え方や市としての方針を明らかにするため、前文を規定しています。前文は、条例制定に係る趣旨や目的などを記載しており、各条文を定める上での基本的な考え方となります。

※ 性的指向

性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

※ 性自認

性自認とは、生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の意識を高め、もって市民が安心して暮らすことができ、かつ、平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の目的について規定しています。

本条例は、差別や偏見のない、人権が尊重される平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (2) 事業者 市内に事務所を有し、若しくは市内で事業活動を行う個人、法人又は団体

【解説】

本条は、本条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しています。

市民とは、市内在住者に限らず、市外に居住する者のうち、市内の事業者、当該事業者に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に滞在する者も含まれます。

事業者とは、企業や個人事業者のように市内で営業活動を行うもののほか、NPO法人などのように市内で非営利活動を行う各種団体等も含まれます。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持つており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

【解説】

本条は、本条例第1条に規定している目的を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として規定しています。

全ての市民が、生まれながらにして社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参画することができる権利を有し、かけがえのない個人として尊重されることを基本理念としています。

(人権侵害行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、社会的に認知されたハラスメント行為、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

【解説】

本条は、本条例における人権侵害行為の禁止について規定しています。

誰であっても、人権侵害行為に関して理解するとともに、どのような場所や場面においても、理由の有無にかかわらず、人権侵害行為をしてはいけないと規定しています。

なお、人権侵害行為の禁止は一般的な概念であります。今後想定していない場面において人権侵害行為が起こりうることを見据えて「あらゆる場所及び場面」としてしています。

※ 人権侵害行為の禁止

人権侵害行為の禁止とは、人種等を理由とする不当な差別的取扱い、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為等をしてはならないとされています。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、市政の全てにおいてこの条例の目的を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権擁護に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

【解説】

本条は、本条例における市の責務について規定しています。

第1項では、市は市民がかけがえのない個人として尊重される基本理念を踏まえ、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権擁護に関する施策を総合的に推進することを規定しています。

第2項では、人権擁護に関する施策を推進するに当たっては、関係機関等と連携を図っていくことを規定しています。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる場面において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、本条例における市民の責務について規定しています。

第1項では、市民は家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる場面において、互いの人権を尊重し合い、市民一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚を努力義務とする旨を規定しています。

第2項では、市民は様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権擁護に関する施策に協力することを努力義務とする旨を規定しています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、本条例における事業者の責務について規定しています。

第1項では、事業者は事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、事業活動の中で、従業員、取引先、地域住民など多くの人と関わりを持っているため、事業者に所属する個人の人権を尊重するだけでなく、事業活動に関わる全ての人の人権尊重を努力義務とする旨を規定しています。

第2項では、事業者は、様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権擁護に関する施策に協力することを努力義務とする旨を規定しています。

(相談体制の充実)

第8条 市は、様々な人権問題に関し、市民一人ひとりが安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、市民からの相談に対応するための相談体制について規定しています。

人権問題は、社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化しているため、誰でも安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談機会の周知及び提供並びに実情に応じた相談体制の充実に努めることとしています。

(教育及び啓発活動の充実)

第9条 市は、市民及び事業者の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、市が行う教育及び啓発活動の充実について規定しています。

市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の普及高揚を図るため、関係機関等と連携し、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる場面や機会を捉えて人権教育を推進します。

また、人権擁護委員等によるこれまでの取組や活動を引き続き実施するとともに、本条例制定の趣旨や目的を市民に広く浸透させるため、更なる人権啓発活動の充実に努めることとしています。

(人権の日)

第10条 市民及び事業者の間に広く人権に関する理解を深めるため、登米市人権の日(以下「人権の日」という。)を定める。

2 人権の日は、12月1日とする。

3 市は、人権の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、人権の日について規定しています。

第1項では、市民及び事業者の間に広く人権に関する理解を深めるとともに、国立ハンセン病療養所東北新生園の所在地である本市の責務として、歴史や記録を後世に伝え、差別と偏見の解消を図るため、人権の日を定めることを規定しています。

第2項では、国際連合が定めた国際人権デーが12月10日、国が定めた人権週間が12月4日から10日までであることから、本市の総括的な人権の考え方や方針を明らかにするため、人権の日を12月1日と規定しています。

第3項では、児童生徒を含めた全ての市民を対象に、人権の日制定の趣旨にふさわしい取組を推進するため、市は必要な施策を講ずるよう努めることとしています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関し必要な事項については、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

【解説】

本条例の附則として、条例の施行日を令和6年7月1日と規定しています。